

◎ 南海デジタルチケット取扱細則

制定 2021.4

(適用範囲)

第1条 サーバ管理型乗車券取扱規程(以下「規程」という。)の定めに基づく旅客の運送及びその取扱方については、規程によるほか、この南海デジタルチケット取扱細則に定めるところによります。

(乗車券の購入)

第2条 南海デジタルチケットは、南海電鉄の運営サイトにて、情報端末により購入しなければなりません。

(用語の意義)

第3条 この細則における主な用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「利用者」とは、南海デジタルチケットにより当社線を利用する旅客をいいます。
- (2) 「情報端末」とは、インターネットに対応したスマートフォン等の情報端末(一部を除く。)をいいます。
- (3) 「購入情報等」とは、南海デジタルチケットの購入日時、商品名、購入額等の情報をいいます。
- (4) 「システム」とは、乗車券管理サーバと販売サイトを総称したシステムをいいます。

(システムにかかわる通信費用)

第4条 情報端末の通信費用等については、利用者が負担するものとします。

(インターネットの環境)

第5条 利用者が南海デジタルチケットを使用するために利用している通信提供事業者のシステム障害及び回線障害等が起因した損害等については、南海電鉄はその責任を負いません。

(システムの取扱時間)

第6条 南海デジタルチケットの取扱時間は0時00分から23時59分までとします。なお、メンテナンス時間を除きます。

2 前項に定める取扱時間は予告なく変更することがあります。

(発売額)

第7条 南海デジタルチケットの発売額は別に定めるところによります。

(支払方法)

第8条 南海デジタルチケットの支払方法はクレジットカード決済とします。

2 利用できるクレジットカードの決済ブランドはVisaのみとし、支払方法は一括払いに限ります。

(効力)

第9条 南海デジタルチケットの効力は、利用者自身が必ず情報端末を携帯し、その情報端末の画面に表示された購入情報等に限って有効とします。

2 情報端末の故障、充電切れ等により南海デジタルチケットの購入情報を確認できない場合は、利用できません。

3 第2項の場合、入場駅から出場駅までの運賃を収受します。

(乗越し)

第10条 南海デジタルチケットで乗越しを希望する場合、営業規則第158条第1項により取扱い、券面に表示された区間外に対する相当の旅客運賃を別途現金で収受します。

(払いもどし)

第11条 利用者は、利用者自身の操作により購入した南海デジタルチケットを払いもどしすることができます。

- 2 利用者は払いもどし1回につき、別に定める手数料を支払うものとします。
- 3 使用開始後の払いもどしについては、別に定めるところによります。
- 4 払いもどし額が手数料に不足する場合は払いもどしできません。

(利用履歴及び購入履歴の確認)

第12条 規程第12条により利用履歴及び購入履歴を確認する場合、南海電鉄の運営サイト内で確認することができます。

(列車の運行不能の場合の取扱方)

第13条 旅客は、対応改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次の各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。

(1) 旅行開始駅までの無賃送還

この場合、乗車区間の運賃は収受しません。また、無賃送還後、旅行開始駅での出場時にはサーバ管理型乗車券の発駅情報の消去処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に定める取扱いを適用します。

(2) 旅行開始駅に至る途中駅までの送還

旅行開始駅から途中駅までの片道普通旅客運賃を、途中駅において現金により収受します。この場合、当該南海デジタルチケットの発駅情報の消去処理については規程第7条に定める駅にて行います。

(3) 不通区間の別途旅行

運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、次のいずれかの方法によるものとします。

ア、旅客は、その乗車券に表示された着駅と同一目的地に至る他の最短経路による乗車をすることができます。ただし、他の経路による乗車中に途中下車をすることはできません。

イ、旅行開始駅から旅行中止駅までの片道普通旅客運賃を、旅行中止駅において現金により収受します。この場合の南海デジタルチケットの発駅情報の消去処理については規程第7条に定める駅にて行います。